

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における空き家の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化及び市民と都市住民の交流拡大を図るために実施する南アルプス市空き家バンクについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)市内に存在する建物及びその敷地又は建物の跡地等をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買、賃貸を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家を登録しようとする所有者等(以下「登録申込者」という。)は、空き家バンク登録申込書([様式第1号](#))及び空き家バンク登録カード([様式第2号](#)。以下「登録カード」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、[前項](#)の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは、登録番号を付して、空き家バンク登録台帳([様式第3号](#)。以下「空き家台帳」という。)に登録するものとし、空き家バンク登録完了書([様式第4号](#))を当該登録申込者に通知するものとする。

3 市長は、[前項](#)の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に関する登録事項の変更の届出)

第5条 [前条第2項](#)の規定による空き家バンク登録完了書の通知を受けた登録申込者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書([様式第5号](#))に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 市長は、空き家台帳に登録された空き家(以下「登録物件」という。)に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録日から2年を経過したとき又は空き家バンク取消し届出書([様式第6号](#))の提出があったときは、当該登録物件の登録を削除するとともに、空き家バンク取消し通知書([様式第7号](#))を当該登録者に通知するものとする。ただし、登録日から2年を経過したものについては、改めて登録の申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(情報提供及び利用登録)

第7条 市長は、登録物件について、情報の一部を公開するものとする。

2 登録物件について、より詳細な情報又は交渉の申込みを希望する者(以下「利用申込者」という。)は、空き家バンク利用登録申込書([様式第8号](#))により市長に申し込むものとする。

3 市長は、[前項](#)の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容などを確認の上、[次条](#)に規定する要件を満たし、適切であると認めるときは空き家バンク利用登録台帳([様式第9号](#)。以下「利用台帳」という。)に登録し、空き家バンク利用登録完了書([様式第10号](#))により当該利用申込者に通知するものとする。

4 市長は、[前項](#)の規定による空き家バンク利用登録完了書の通知を受けた利用申込者(以下「利用者」という。)が希望する登録物件に関する詳細な情報を必要な範囲で提供するものとする。

(利用登録の要件)

第8条 利用申込者は、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、南アルプス市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

(利用登録に関する登録事項の変更の届出)

第9条 利用者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届出書(様式第11号)を市長に届け出なければならない。

(利用者の登録の取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用台帳の登録を削除するとともに、空き家バンク利用登録取消し通知書(様式第12号)を当該利用者に通知するものとする。

- (1) 第8条に規定する要件を欠くものと認められるとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録の取消しの届出があったとき。
- (5) 利用登録日から2年を経過したとき。ただし、改めて登録の申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない。
- (6) その他市長が適当でないと認めたとき。

(交渉の申込み及び通知)

第11条 交渉を申し込みたい登録物件がある利用者は、空き家バンク交渉申込書(様式第13号)及び誓約書(様式第14号)に希望する登録物件の登録番号その他必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定により申込みのあったときは、当該登録物件の登録者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は媒介を行う者があるときは、そのものに対しても同様とする。

3 前項の通知を受けた登録者又は登録者の代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく当該利用者へ回答し、市長にその回答内容を報告するものとする。

(登録者と利用者の交渉等)

第12条 市長は、登録者と利用者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(令和3年12月17日告示第205号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月22日告示第221号)

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

[様式第1号\(第4条関係\)](#)